

経営セーフティ共済 掛金助成

東京都は、(独)中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)」掛金の一部を助成します。

助成を受けられる方

次のいずれにも該当する中小企業者等(一部除外業種あり)

- 共済に加入資格があり、東京都内に主たる事業所を有すること
- 平成21年12月までに新たに共済に加入し、かつ、当該助成金の申請日までに6ヶ月以上の掛金(前納した金額を含む)を納付していること

※平成20年7月以降に加入した中小企業者等が対象

加入月	助成の可否
平成20年7月～11月	一部助成対象
平成20年12月～平成21年9月	助成対象
平成21年10月～平成21年12月	前納の場合のみ対象
平成22年1月以降	助成対象外

助成限度額

- 加入後6ヶ月分掛金(加入月を含む)の3/4
 - 1件あたり助成上限額は36万円(掛金月額上限8万円×6ヶ月×3/4)
- ※共済に加入した時期により、助成月数が異なります。

申請期間

平成20年12月18日(木)から平成22年3月5日(金)まで
※助成予定件数を超えた場合には、申請を締切ることがあります。

詳細ご案内・申込用紙

東京都産業労働局ホームページからダウンロードできます。
URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/mokuteki/josei.html>

申請方法

ご案内の記載事項を確認の上、申請書類に必要書類を添えて、下記の申込先まで、郵送(書留などの受付確認ができるもの)または、持参により提出してください。なお、助成金の支払は、申請から3ヶ月程度要します。

ご注意事項

- 助成を希望される方は、中小企業倒産防止共済制度の内容をご理解の上、申請してください。
- 助成金交付申請書兼実績報告書及び添付書類一式は、返却いたしません。
- 助成決定後、原則として5年間は共済契約の解約をしないことなど、一定の条件がございます。

(本事業は東京都の平成21年度予算編成を条件としています)

お問合せ・お申込先

東京都産業労働局商工部経営支援課
03-5320-4772(専用電話)
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
都庁第一本庁舎30階北側
受付時間
平日 9:00～12:00 13:00～17:00

経営セーフティ共済が

いざというときの

「安心」をご提供します。

✓ 最高3,200万円の共済金の貸付けが受けられます。

- 取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3,200万円)で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- 貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- 「倒産」とは(ア)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、または特別清算開始のいずれかの申立てがなされた場合、(イ)手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合を指します。なお、取引先事業者が「夜逃げ」「内整理」等の場合は貸付けは受けられません。

✓ 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。

- 共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

✓ 掛金は税法上損金または必要経費に算入できます。

✓ 一時貸付金制度も利用できます。

- 共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても、臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は貸付けを受けることができます。

毎月の掛金

- 毎月の掛金は、5,000円～80,000円の範囲内(5,000円刻み)で自由に選ぶことができます。
- 掛金は、掛金総額が320万円になるまで積み立てられます。
- 掛金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。
個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。
- 加入後、掛金月額を増額・減額ができます。(なお、減額には一定の要件が必要です)
- 掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。
- 共済金の貸付けを受けたときの掛金の権利消滅
共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

専用ダイヤル

03-5470-1514

受付時間:平日 9:30～18:00



中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人

中小企業基盤整備機構